SNS …ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。メール、掲示板、無料通話アプリ、ゲ 画像投稿サービスなど、ネットワーク上のコミュニケーション機能をもったサービス全般を指す。

「沼田市SNSルール」策定の趣旨

沼田市教育委員会、沼田市小中学校PTA連合会、沼田市小中学校長会協議会では、沼田市内の子どもたちが、 いじめや犯罪などのネットトラブルに巻き込まれないようにするとともに、学習や健康面への悪影響を防ぐため、 「大切な子どもをインターネットトラブルから守るために!」というリーフレットを発行して、情報社会での適正な 活動を呼びかけてきました。また、平成28年1月には実態調査を行い、スマートフォンや携帯情報端末の所持率や 利用状況、SNSによるトラブル、ネット利用に関する家庭でのルールづくりなどを把握しました。

インターネットは、今や生活する上でたいへん便利なツールとなっており、これからの情報社会を生き抜く子ども たちには、パソコンや携帯情報端末を上手に使いこなすスキルも不可欠ですが、それ以上に求められているのが「情報 モラル」をしっかり身に付けることです。だからこそ、携帯情報端末の所持についてきちんと判断することや、 インターネット利用全般に関するメリットとリスクを正しく認識し「賢く安全に使える」ようにすることが大切です。

そこで、「みんなで守り、みんなを守る『沼田市SNSルール』」を策定し、学校や家庭でのルールづくりを呼び かけていきます。学校・家庭・地域が連携して、「自分・友情・未来」を守っていきましょう。

携帯情報端末…スマートフォン、携帯電話、デジタルメディアプレーヤー、タブレット端末など

ネット利用に関する気になる実態

有害サイトを 閲覧している

視力が低下 している

ゲーム機から課金して 数万円請求された

ネット上で知り合った人と 実際に会った

「持っていないといじめられる」と 言われた

携帯ゲーム機を手放せない

ネット上に悪口を書き込まれた

夜遅くなっても 返信を求められるので困る

週末の予定をSNSで 確認し合っている



ネット利用に関する大人の願い

- ・情報社会で適正な活動ができる考え方や態度を育てたい
- ・学校や学級単位でルールを決めてほしい
- ・必要のない携帯情報端末は持たせたくない
- ・危険性や機能制限など、親も知識を身に付けたい。
- 親が責任をもち、家庭で子どもとルールをつくるなど、 安全面に気を付けていきたい
- ・市内統一のルールを定め、地域全体でトラブルをなくしたい
- ・上手な使い方、マナーやモラルなどを身に付けさせたい

「沼田市SNSルール」策定に伴う 情報モラル教育の推進

- 1.「沼田市SNSルール」の特徴
- ○「みんな(子ども・保護者・学校・地域)」で、 市内統一のルールを守ることにより、「みんな (沼田市内の子どもたち)」の 「自分・友情・未来」を守る。
- ○「沼田市SNSルール」をもとに、児童生徒が 主体となった話合いを行い、「学校ルール」を

つくったり、家庭でのルール づくりを呼びかけたりする。

2. 心と知恵を磨く情報モラル教育

- ○自分を律し適切に行動できる正しい判断力、相 手を思いやる心、ネットワークをよりよくしよ うとする公共心を育成する。 【心を磨く領域】
- ○情報の収集や判断、処理、発信などの情報活用 【知恵を磨く領域】 能力を育成する。

3. 教職員や保護者の研修と共通理解

- ○児童生徒の実態や影響に係る最新情報の入手に 努め、それに基づいた適切な指導に配慮する。
- ○外部指導者や既存の教材等の活用、家庭や地域 との連携について、組織的、系統的、継続的に 進める。
- ○教職員自身がSNSの適切な利用者となる自覚を もったり、人権感覚を高めたりする。



沼田市教育委員会としてのお願い

〇「自分を守るために」

- ・必要のない携帯電話やスマートフォンを持たない(持たせない)ようにしましょう。
- ・携帯情報端末には、機能制限(ペアレンタルコントロール)やフィルタリングサービスを適切に設定し確認しましょう。(フィルタリングサービスを設定しただけでは効果がありません)

〇「友情を守るために」

- ・相手の立場に立って考え、見た人が傷ついたり不愉快に感じたりする言葉を使わないようにしましょう。
- ・小学生は夜9時以降、中学生は夜10時以降、保護者が携帯情報端末を管理しましょう。

〇「未来を守るために」

- ・個人情報を(氏名・住所・画像など)を、ネット(SNS等)に載せないようにしましょう。
- 学校や家庭で話し合い、「SNSルール」をつくりましょう。

学校・家庭におけるルールづくりのポイント

インターネットでは多くの有益な情報が提供され、便利に活用できるというよさがあります。一方、有害情報を「簡単に閲覧する」「個人情報を載せる」、また、「勝手に利用登録する」「人を不愉快にする言葉を書き込む」などして、トラブルに巻き込まれるケースも発生しています。そこで、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が施行されました。この法律では、社会全体で子どもを有害情報から守る取組を求めています。

携帯情報端末を適切に利用するためには、「本当に必要かどうか」「必要ならば、どんな使い方をするのか」などについて話し合い、ルールを決めておくことが大切です。また、ルールを決めるときや生活実態(子どもの経験や理解度、必要性など)に応じてルールを変更していくときにも、話し合って決める「コミュニケーション」が重要になります。下記の具体例を参考に、子どもの実態や家庭環境に合わせ、無理のないルールづくりを考えてみましょう。

ルールの例

- 利用目的や使い方を決める
- 利用時間や場所を決める
- 食事中は使わない
- 携帯情報端末の購入や契約にあたっては 親子で話し合って決める
- 携帯情報端末の保管場所を決める
- 寝るときは電源を切り、返信や投稿を しない
- 携帯情報端末は学校ルールを守る
- 夜〇時以降は情報通信をしない

- 悪意のあるグループをつくらない
- 友だちを仲間外れにしない
- 個人情報や悪口を書き込まない
- 誰にでも見せられる情報・言葉しか 書き込まない
- 剰の知らないネット上の知人に 会わない
- 知らない人からの書き込みは無視する
- 困ったときは必ず親に相談する
- 時々、話し合ってルールを見直す



令和2年4月 作成: 沼田市教育委員会 沼田市小中学校PTA連合会 沼田市小中学校長会協議会問合せ先(相談窓口): 沼田市教育委員会 学校教育課 20278-23-2111

みんなで守り、みんなを守る「沼田市SNSルール」

自分 を守るために

必要のない携帯電話やスマートフォンを持たない (持たせない)ようにしましょう

携帯情報端末には、機能制限(ペアレンタルコントロール)やフィルタリングサービスを適切に設定しましょう

友情 を守るために

相手の立場に立って考え、見た人が傷ついたり 「愉快に感じたりする言葉を使わないようにしましょう

小学生は夜9時以降、中学生は夜10時以降、 保護者が携帯情報端末を管理しましょう

未来。 まも を守るために

個人情報(氏名・住所・画像など)を、ネットに載せないようにしましょう

学校や家庭で話し合い、 「SNSルール」をつくりましょう



5





